

申請に当たっての説明書

在留資格「経営・管理」／「高度専門職 1 号ハ」(※)／「高度専門職 2 号」(※)の申請にあたり、下記について説明します。

※在留資格「経営・管理」に該当する活動を行う場合に限る。

1 労働保険の適用状況に関すること

(1) 雇用保険の適用について

① 雇用する全ての従業員について

- ☐ 雇用保険の被保険者資格取得を行った。
- ☐ 雇用保険の被保険者資格取得手を完了していない者がいる（届出日の直前に雇用した者で、被保険者資格取得手続期間内にある者については含まない。）。
- ☐ 雇用保険の適用外事業所であるため対象外である。

② 納付すべき雇用保険の保険料について

- ☐ 納期限が到来した保険料の納付を行った（立証資料を添付）。
- ☐ 納期限が到来した保険料の納付を行っていない。

(納付を行っていない理由、納付手続の状況、納付見込み等)

- ☐ 雇用保険の適用外事業所のため対象外である。

(2) 労災保険の適用について

- ☐ 労災保険の適用事業所として、労災保険の適用の手続を行っている。
- ☐ 労災保険の適用外事業所だが、それに類する民間保険への加入手続きを行っている。

2 社会保険の加入状況に関すること

(1) 雇用する全ての従業員について

- ☐ 健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格取得を行った。
- ☐ 健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格取得手を完了していない者がいる
(届出日の直前に雇用した者で、被保険者資格取得手続期間内にある者については含まない。)

(未了の者がいる理由、手続の状況、完了見込み等)

- ☐ 健康保険及び厚生年金保険の適用外事業所であるため対象外である。

(2) 事業所が納付すべき社会保険料 (健康保険及び厚生年金保険の適用事業所の場合は当該保険料、適用外事業所である場合は、申請者自身の国民健康保険の保険料 (又は保険税) 及び国民年金の保険料) について

- ☐ 納期限が到来した保険料の納付を行った (立証資料を添付)。
- ☐ 納期限が到来した保険料の納付を行っていない (健康保険及び厚生年金保険の適用事業所であるにもかかわらず、当該保険に加入していない場合を含む)。

(納付を行っていない理由又は加入していない理由、手続の状況、完了見込み等)

3 税の納付状況に関すること

事業主として納付すべき税 (法人の場合は法人税、法人住民税等、個人事業主の場合は、所得税、住民税等。) の納付状況について

- ☐ 納付すべき税について納付を行った (立証資料を添付)。
- ☐ 納付すべき税について納付を行っていない。

(納付を行っていない理由、納付手続の状況、納付見込み等)

※ 1～3について、初回更新申請の場合は、前回申請以降の履行状況が確認できる資料を添付。

4 (2回目以降の在留期間更新許可申請の場合) 上記1～3の履行状況について

- ☐ 前回申請時において、未履行又は手続中であつたものはなかった(直近1年分の履行状況が確認できる資料を添付。)
- ☐ 上記以外(前回申請以降の履行状況が確認できる資料を添付。)

5 日本語能力について

- ☐ 申請人本人が日本語能力を有する。
- ☐ 申請人以外の者が日本語能力を有する(立証資料を添付)。
 - ☐ 日本語能力を有する者について前回申請時から変更なし
 - ☐ 日本語能力を有する者について前回申請時から変更あり

6 事業活動に必要な各種許認可等について

- ☐ 前回申請時から事業内容に変更がなく、必要な許認可の取得等をしている。
- ☐ 前回申請時から事業内容に変更があり、必要な許認可の取得等をしている(立証資料を添付)。

(取得している許認可等を記載)

- ☐ 許認可等を取得していない。

(許認可等を取得していない理由、手続の状況、完了見込み等)

上記の内容は事実と相違ありません。

作成日： 年 月 日

所属機関名： _____

作成者(申請人又は代理人)： _____

立証資料（添付書類）の例

■労働保険

○労働保険料等納付証明書

■社会保険

○健康保険・厚生年金保険料領収証書写し又は社会保険料納入確認書

※健康保険・厚生年金保険の適用事業所ではない場合は以下の書類を添付

○国民健康保険被保険者証の写し

○国民健康保険料（税）納付証明書

○被保険者記録照会回答票

○被保険者記録照会（納付Ⅱ）又は国民年金保険料領収証書写し

■税

○納税証明書（その３）（税目：①源泉所得税及び復興特別所得税、②法人税、③消費税及び地方消費税）

○法人住民税及び法人事業税の納税証明書（最大直近３年度分）

※個人事業主の場合は以下の書類を添付

○納税証明書（その３）（税目：①源泉所得税及び復興特別所得税、②申告所得税及び復興特別所得税、③消費税及び地方消費税、④相続税、⑤贈与税）

○個人住民税及び個人事業税の納税証明書（最大直近３年度分）

■日本語能力

○申請人以外の者が日本語能力を有する場合

- ・（経営者の場合）登記事項証明書、住民票
- ・（常勤職員の場合）当該職員の賃金支払いに関する文書、住民票

※日本語能力を有する者について前回申請時から変更がある場合は以下の書類を添付。

（日本人である場合）

- ・日本国籍を証する文書（戸籍謄本、住民票等）

（特別永住者である場合）

- ・住民票、特別永住証明書の写し

（中長期在留者（永住者含む）である場合）

- ・住民票、在留カードの写し
- ・「日本語教育の参照枠」におけるＢ２相当以上の日本語能力を証する書面
- ・卒業証明書の写し

■許認可等

○事業活動に必要な許認可を取得していることを証する文書（営業許可書等）